「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」の設置

現在、国会に提出されている「労働基準法の一部を改正する法律案」において、**月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率（50%以上）に係る中小企業への猶予措置を廃止する**こととされている（平成31年４月）。

このような中、**トラック運送業で**は、総労働時間が長く、トラック運送事業者のみの努力でこれを改善することが困難な状況にあるため、**長時間労働抑制に向けた環境整備を進める必要**がある。

資料2

以下のロードマップに基づき、

- 関係者（※）で構成する**協議会を中央・都道府県に設置**。
  ※　学識経験者、荷主、トラック運送事業者、行政機関（厚生労働省、国土交通省）など
- **「ガイドライン」を策定**し、長時間労働の抑制とその定着を図っていく。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①中央・都道府県で協議会の設置・検討 （厚労省・国交省、荷主、事業者等による協議会）	協議会の設置			
	協議会の開催、ﾊﾟｲﾛｯﾄ事業の計画・検証、対策の検討、ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの策定　等			更定な期る的対な策Ｆのｕ検・討
②長時間労働の実態調査、対策の検討	調査の実施・検証			
③ﾊﾟｲﾛｯﾄ事業（実証実験）の実施、対策の具体化		**ﾊﾟｲﾛｯﾄ事業（実証実験）の実施** 労働時間短縮のための助成事業		
④長時間労働改善ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの策定・普及			ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの策定・普及	
⑤長時間労働改善の普及・定着				普及･定着の促進助成事業の実施

パイロット事業の概要（※）

※　トラック運転者労働条件改善事業（厚生労働省委託事業）を活用する場合。

トラック運転者の長時間労働等の問題点・課題を改善するため、
ガイドラインを作成し、その普及・定着を図る取組の一環として実施する実証実験。
具体的には、行政から派遣される**アドバイザー等とともに、発荷主・着荷主、運送事業者を構成員とする集団が、年３回程度議論し、課題の抽出・改善策の検討・実施、報告書のとりまとめ**を行うもの。

●スケジュール・イメージは、以下のとおり。なお、平成28年度と平成29年度に実施。
【参画者】（事業者側）発荷主、着荷主、運送事業者
（事務局側）　行政からの受託者、鳥取労働局、鳥取運輸支局、鳥取県トラック協会

第１回（７月頃）

パイロット**事業の説明**、
アドバイザーが作成する**自己診断チェックリストの配布・記入要領等の説明**

この期間中、アドバイザーが自己診断チェックリストの分析・個別訪問などを行い、
自動車運転者の**労働時間の実態、荷主等からの受注の現状、労働時間短縮の隘路などを検証**。

第２回（10月頃）

アドバイザーが把握した労働時間改善のための荷の発注方法等の**問題点とその改善策に関する検討**

この期間中、アドバイザーが個別訪問などにより、
自動車運転者の**労働時間の改善策の実施状況の確認・助言などを実施**。

第３回（２月頃）

事業の**結果報告・今後の課題等を議論**、**報告書のとりまとめ**